

# 感染性医療廃棄物中間処理施設問題 事業者と直接意見交換

4月15日、第10回感染性医療廃棄物中間処理施設に関する協議が、役場の中会議室で開かれ、事業者の白石総業(株)代表取締役白石雄治氏と意見交換を行いました。主な意見は次のとおりです。(順不同)

**Q** 4団体で陳情書を出しましたが、(22、195名の署名の)重みがあるのではないですか。(法に基づいて建設の)許可が出たわけですが、法律では解決できない問題がいくつかあるのではないのでしょうか。

**A** あれだけの人数が集まったこと

は厳粛に受け止めています。子どもは署名がありました。子どもは親の話で判断をしますが、その親が全て説明会に参加したとはいえません。今後とも、少人数で説明会を実施していきたいと思えます。

**Q** 施設の必要性は認識しています。が、造る場所が悪いと思うのですが。

**A** 山の中などに造つたらどうかという話がありますが、源流では様々な規制があり、さらにこのような施設はできません。現在計画している所は、工業専用地域でそういうもの(廃棄物中間処理などを)を行うためにできた場所であります。

**Q** (許可が下りているのに)現在まで着工していないのは何か理由があるのですか。

PTAとしては、約30mしか離れていない所に学校給食センターがある

るのに、何で建設されるのか納得がいきません。

**A** 反対署名があったから遅れているわけではありません。現在の予定では、6月頃には建設をスタートさせたいと考えています。操業開始は秋頃を予定しています。

**Q** 今後どうなるのかという不安があります。子どもたちにとってここ(上三川町)が故郷。今反対をしないと、できてしまつてから、子どもたちが大きくなってから、親は何もしなかったのと言われたくないのです。

**A** 既成概念のない子どもたちに話しかけていきたいと思えます。

**Q** 子どもだけでなく、親にも説明会の機会を設けてください。

**A** 解りました。

**Q** 施設がまだ建設されていないのに、市場関係者間で風評被害の懸念が浮かび上がっているのですが。

**A** 栃木県内の養鶏業者でも、今回の鳥インフルエンザによる風評被害がありました。質問は、このような被害の責任を誰が持つのかということだと思います。法的な判断だと思いますが、(白石総業が直接の原因



ということ)因果関係がはっきりしたものであれば補償はします。しかし人が話をしたことによる被害は、鳥インフルエンザの例をみても分かるとおりに誰からも補償されません。

〇〇〇 〇〇〇

なお、同協議会主催により、6月6日(日)午後3時から町農業環境改善センターで、感染性医療廃棄物中間処理施設設置反対総決起大会を開催することが決まりました。総決起大会の詳細は、後日お知らせします。

▼問い合わせ先 生活環境課  
清掃係 ☎9131



平成15年度

# 情報公開実施状況

〈〈請求5件 不服申立て0件〉〉

『情報公開制度』は、町が持っている様々な情報（公文書等）を、住民の皆さんからの請求により公開する制度です。

町情報公開条例に基づく、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の請求内容等は下表のとおりです。

## ●不服申立ての状況●

『情報公開制度』に基づく決定等に不満がある場合、決定を知った日の翌日から60日以内に不服申立てをすることができますが、平成15年度の不服申立ては0件でした。

番号	受付日	決定日	公開の可否	情報の主な内容	担当課
1	平成15年5月1日	平成15年5月12日	公開	平成15年度自治会長名簿 (氏名のみを表示)	総務課
2	平成15年5月6日	平成15年5月9日	部分公開	感染性医療廃棄物中間処理 施設事業計画書等	生活環境課 議会事務局 教育総務課
3	平成15年5月22日	平成15年5月22日	公開	平成15年度自治会長名簿 (氏名のみを表示)	総務課
4	平成15年10月22日	平成15年10月22日	公開	平成15年度自治会長名簿(氏 名のみを表示)と班数一覧	総務課
5	平成16年1月14日	平成16年1月15日	部分公開	平成14・15年度の多功南原町有 地の水質調査結果(計量証明書)	生活環境課

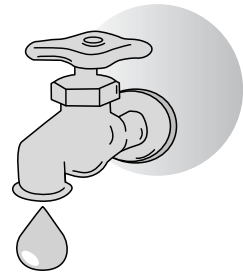
▼問い合わせ先＝総務課 行政管理係 ☎ 9116

## 「水道で、はじめる豊かな暮らし」

6月1日から7日までは **水道週間**

水は、日ごろ顔や手を洗ったり、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。私たちは、1日として水なしでは安心して暮らすことはできません。

皆さんも大切な水道水について考えてみましょう。



### 「こんな時は、水道の手続きを忘れずに」

- 転居・転出などで使用を中止する場合  
……………給水休止届
- 転居・転入などで使用を開始する場合  
……………給水開栓届
- 料金を口座振替にする場合、  
又は口座番号・口座名義人を変更する場合  
……………口座振替依頼書
- 使用者が死亡などで名義を変更する場合  
……………給水使用者変更届

◎問い合わせ先＝水道課 業務係 ☎ 9168

### 「高齢者世帯の

給水装置無料診断サービスを実施」

- 訪問世帯＝65歳以上のひとり暮らし世帯  
(自家水利用世帯も含む)
- 訪問者＝上三川町指定給水装置工事事業者
- 内容＝給水装置無料診断、軽易な不良箇所の無料修繕など

◎問い合わせ先＝水道課 工務係 ☎ 9169

# 国民年金 年金額が変わります

公的年金の年金額は、年金の実質価値を維持するために「完全物価スライド制」を採用しています。

平成15年は消費者物価指数が前年に比べ0.3%下がりました。それに伴い、平成16年度の年金額の物価スライドは、マイナス0.9%になりました。

本来なら、平成16年度の年金額は過去3年の凍結分を含め、マイナス2.9%の物価スライドとなりますが、特例的に平成15年分の下落分のみを改定を行うこととなりました。

※6月支払分(4・5月分)の年金額から変更になります。

年金の種類	年金額
老齢基礎年金	794,500円 (66,208円)
障害基礎年金 (1級)	993,100円 (82,758円)
(2級)	794,500円 (66,208円)
遺族基礎年金 (子1人)	1,023,200円 (85,267円)
基本	794,500円 (66,208円)
加算	228,600円 (19,050円)
障害年金 (1級)	993,100円 (82,758円)
(2級)	794,500円 (66,208円)
母子年金 (子1人)	1,023,200円 (85,267円)
基本	794,500円 (66,208円)
母子加算	228,600円 (19,050円)
老齢福祉年金	407,100円 (33,925円)

ご存知ですか？

## 学生納付特例制度

20歳以上の学生も国民年金に強制加入することになっています。これは20歳になって、万が一、在学中に病気やけがで障害者になったとき、障害基礎年金が受けられないとか、将来満額の老齢基礎年金を受けられないといったことがないようにするためです。

しかし、学生は一般には所得がないため、保険料を自分で納めることは困難です。このため、平成12年4月より学生納付特例制度が設けられました。

### 学生納付特例制度とは

この制度は、『「国民年金保険料学生納付特例申請書」で申請し承認されると、20歳以上の学生については、国民年金保険料の納付が卒業まで猶予され、10年以内に追納が

できる』制度です。ただし、毎年度申請が必要です。

対象となる学生の範囲は、20歳以上の昼間部・夜間部・定時制課程及び通信制課程に在学する学生で、学生本人の所得が68万円(扶養親族等のいない場合、給与収入で133万円)以下の場合。

手続きは学生証(コピー可)または、在学証明書を添えて住民課国民年金係で受け付けます。4月から承認を受けようとする場合は、5月31日(月)までに手続きしてください。

### 注意点

- ①この期間は受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。
- ②この期間から、10年以内は追納することができます。追納することで、将来受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけることができます。
- ③この期間中の障害事故については、障害の程度に応じ障害基礎年金が満額支給されます。

▼問い合わせ先=住民課 国民年金係 ☎9127

# お子さんのむし歯を予防しましょう。

～平成16年度フッ素塗布の実施～

## ★ むし歯はどうしてできるのか

私たちの歯の表面は、カルシウムとリンというミネラルからできています。からだのなかで最もかたい部分ですが、酸性にはたいへん弱く、すっぱい酸にであうと、このミネラルが溶け出してしまいます。

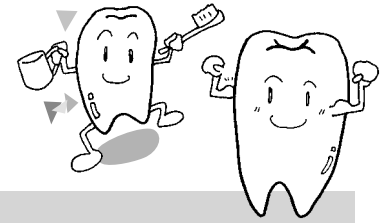
口の中のむし歯菌（ミュータンス菌）は、砂糖を酸にかえてしまいます。酸によって、歯の表面のミネラルが溶け出す状態が続くとむし歯になります。

口の中のだ液は、酸を中和し、歯の表面のミネラルを補う働きをしていますが、口の中が汚れて酸性が強い状態が続くと、だ液のはたらきが追いつかなくなり、歯に穴があいてむし歯になってしまうのです。

## ★ 予防が第一 乳幼児期のむし歯

「乳歯は永久歯に生え変わるから、むし歯予防の必要がない」というのは、大変な間違いです。乳歯がむし歯になると、永久歯の生え方にも影響がでてきます。また、乳歯は痛みなどの自覚症状が出にくいため、ほかの歯にもむし歯が広がりやすく重症化しやすくなります。

むし歯予防の基本は、正しい食生活とブラッシングです。歯のもっている防衛力を高める工夫や、歯を攻撃する酸のもとになる飲食物に注意することが大切です。特に、だらだらと長い時間、食べ物が口の中に入っているとむし歯になりやすくなるので、食事とおやつは時間を決めてとることが重要になります。また、それはだ液のはたらきをうながし、歯の防衛力を高めることにつながります。



## ★ フッ素の活用

フッ素は、歯の表面を強くし、酸に溶けにくい歯質をつくる効果があります。身近なフッ素の活用法として、フッ素を含む食品（海藻類やさくらえび等）を摂取したり、フッ素入りの歯みがき剤の使用、歯科医院にて定期的にフッ素を塗ってもらう等の方法があります。ただ、フッ素を塗れば完全にむし歯が予防できるというのは間違いです。正しい食生活とブラッシングを忘れずに。

## ★ むし歯予防事業の一環として、フッ素塗布を実施します。

平成16年度は、多くのお子さんに参加していただくため、昨年度と変更し、平日・年2回の実施になります。該当するお子さんは、ご参加ください。

- 日 時＝5月20日(木) 受付：午後1時～4時
- 場 所＝保健センター
- 対 象＝平成10年4月2日～平成13年4月1日生まれのお子さん

対象のお子さんには、個人通知が届きます。予約は不要です。

※2回目は、10月21日(木)に予定しています。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係  
☎ 69132

## 印鑑登録申請の方法が変わりました

近年、第三者が本人になりすまして住民基本台帳カード等を作成し、詐欺行為が行われるという事件が多発しています。

これらの行為を未然に防止するため、印鑑登録申請も、運転免許証等の公的機関が発行した写真付き身分証明書がない場合や、代理人申請の場合の回答書による登録申請の時には、本人確認の厳格性を高めるため、左記の書面等を示していただきますので、ご協力をお願いします。

### 本人が回答書を持参する場合

回答書と健康保険証・療育手帳など、本人の住所、氏名の記載された書面

### 代理人が回答書を持参する場合

回答書（代理人選任届の欄も記入されたもの）と、健康保険証・療育手帳など、本人の住所、氏名の記載された書面及び、代理人が代理人本人であることが確認できる書面（運転免許証・健康保険証等）

### ▼問い合わせ先＝住民課

総合窓口係 ☎ 69125

# 子どもの週末活動を支援

地域で子どもを育てる環境を充実するため、各小中学校実行委員会が次のような事業を実施します。小中学生、保護者、地域のみなさんの参加をお待ちしています。

## 平成16年度上三川町子ども週末活動支援事業年間計画

期 日	No.	活 動 名	主 な 活 動 内 容	場 所
5月22日	1	ティーボール	ティーボールを楽しむ。	坂上小学校
	2	調理実習	うどん作りと汁作り。	本郷中学校
5月29日	3	いい汗かこうエアロビクス	エアロビクスを楽しむ。	本郷小学校
	4	囲碁教室	囲碁のやり方を学び、楽しむ。	明治小学校
6月19日	5	トールペイント	アクリル絵の具で木片に好きな絵を描く。	坂上小学校
	6	みんなでゲーム	ニュースポーツ	明治南小学校
6月26日	7	いい汗かこうエアロビクス	エアロビクスを楽しむ。	本郷小学校
	8	ニュースポーツ	ラージボール卓球、バウンドテニス	北小学校
7月3日	9	ザリガ二つり	磯川でザリガ二つりをする。	上三川小学校
9月25日	10	いい汗かこうエアロビクス	エアロビクスを楽しむ。	本郷小学校
	11	ものづくり	竹とんぼ、水鉄砲等を作り、遊ぶ。	本郷中学校
10月2日	12	うどんづくり	自分でうどんを作る。	坂上小学校
	13	調理実習	そば作りと試食会。	本郷中学校
10月16日	14	読書の秋を楽しもう	図書読み聞かせ、明治中ブラスバンド演奏	北小学校
10月23日	15	高齢者との交流会	昔の話・ゲーム。	明治南小学校
10月30日	16	囲碁教室	囲碁のやり方を学び、楽しむ。	明治小学校
11月20日	17	いい汗かこうエアロビクス	エアロビクスを楽しむ。	本郷小学校
	18	野球教室	基本練習（打撃、守備）	明治中学校
	19	オリジナルマフィンをつくろう	マフィンづくり	上三川中学校
11月27日	20	サタデースクール	英語・数学の基礎、基本的学習	明治中学校
12月4日	21	サタデースクール	英語・数学の基礎、基本的学習	明治中学校
12月11日	22	サタデースクール	英語・数学の基礎、基本的学習	明治中学校
12月18日	23	トールペイント	木材を利用して「写真たて」等を作る。	上三川小学校
	24	アニメ教室	アニメの基本的な描き方を学ぶ。	明治小学校
1月22日	25	いい汗かこうエアロビクス	エアロビクスを楽しむ。	本郷小学校
	26	アニメ教室	いろいろなアニメを描いて楽しむ。	明治小学校
2月12日	27	科学工作で楽しもう	科学工作	上三川中学校
2月26日	28	ぼくの、わたしの宝物づくり みんなでゲーム	簡単なものづくり、ニュースポーツ	明治南小学校

※都合により変更になる場合があります。※各会場の開催時間は、原則午前9時～正午です。

※参加申し込みは、各小中学校にある申込書を、係の先生に開催日の前週金曜日までに提出してください。

▼ 問い合わせ先＝社会教育課 社会教育係 ☎ 669159

# 人権擁護委員制度を広く存知ですか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

日本が戦後新しく生まれ変わった時、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景のもとに、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員制度が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を守る機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国社会の人権状況を見てみますと、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の問題、更には、高度情報社

会を反映したインターネット、フアクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

こうした中、平成7年から「人権教育のための国連10年」が開始され、平成9年7月には、その国内行動計画が策定され、普段から家庭、学校、職場、地域社会など様々な場面で、人権とは何かということを一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権の世紀」と言われる21世紀を迎え、これにふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権意識を育むことができるよう、一層の創意工夫を凝らした啓発活動を行っていく必要があります。こ

のような視点から、本年度の啓発活動重点目標を「育てよう一人ひとりの人権意識」、サブテーマを「身近なところから人権を考えてみませんか」と定め、国民一人ひとりが主体的に豊かな人権意識を育てて行くような啓発活動を積極的に展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって、明るい社会を作ることが私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに、一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせしております。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

## ○相談所開設

日 時 6月2日(水)  
午前9時～正午  
場 所 老人福祉センター

▼問い合わせ先 人権擁護課  
人権同和対策係 ☎99153

## ○町の人権擁護委員

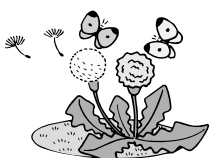
田中文雄さん (愛宕町)  
稲葉敬子さん (下神主)  
小久保美枝子さん (東汗西)  
高木 正さん (下多功)  
小口貞夫さん (上郷5区)  
松坂正孝さん (下町3区)

## まごころ

善意銀行

- 匿名 2,000円
- 株馬場商店日産前店 3,320円 (第9回)
- えん 1,269円 (第2回)
- 小口酒店 1,858円 (第7回)
- そば処ふくべ 3,493円 (第6回)
- ラーメン三色お客様 4,545円 (第4回)
- 老人福祉センター窓口募金箱 24,994円 (第9回)
- アイの会 500円 (第55回)
- 匿名 5,152円
- 七宝焼 彩の会 4,436円 (第16回)
- 森 武男さん (上蒲生南) 7,023円 (第17回)
- 勝姫稲荷神社賽銭箱 (城址公園内) 1,191円 (第56回)

皆さんの、あたたかいご支援  
ありがとうございます。



## 元気でつらつ人生を！ ～からだを動かしましょう～

高齢化社会が進む中、「元気で長生きをしたい」と誰もが思うことでしょう。

皆さんは、どんな健康管理をしていらっしゃるでしょうか？ 食事に気をつけていますか、ストレスをうまく解消したり休養をとったりして気分転換ができていますか、運動をしていますか・・・方法は様々だと思います。

町内では、現在約230人の会員が「積極的な健康づくり」として「生命の貯蓄体操」を各地で活動しています。

この体操は、からだの様々な関節や筋肉などを動かすことで血液のめぐりを良くし、日頃の偏った動きによる体の歪みを整える効果があります。体操によって不定愁訴といわれる肩こり・腰痛・便秘などが改善した・・・など体調



が良くなっている人もたくさんいます。

体調が良くなるだけでなく、体操をして「気持ちが良い」と実感することや、仲間とワイワイ話したり笑ったりすることで、精神的にもプラスの効果があるようです。

毎日洗顔し顔の手入

れをするように、体操をしてからだの中も手入れしていくことが必要であると思います。老若男女が、自分のからだに応じたペースで無理なくできる体操です。年齢や性別も問いません。

この体操に興味をもたれた人は、一度足を運んでみませんか？

このたび初心者教室を下記により開催しますので、希望される人は申し込んでください。

### ▼開催日（毎週水曜日）

= 6月2日、9日、16日、23日、30日  
7月7日、21日、28日  
8月4日、11日 以上10回コース  
(都合により7月14日は日程から外れます。)

▼時 間=午後1時30分～3時30分

▼場 所=保健センター

▼費 用=700円(テキスト代)

▼持参するもの=バスタオル、筆記用具

▼その他=運動のできる服装(靴下は脱げる状態)

▼申込み=5月25日(火)まで

▼申込み・問い合わせ先=健康福祉課

保健衛生係 ☎ 569132

## 町道5-189号線 一部開通

主要地方道宇都宮結城線(大字坂上地内)と、谷地賀街道(大字五分一地内)を結ぶ町道5-189号線の道路新設工事が完了しましたので、5月10日から道路の通行(供用)を開始します。

なお、谷地賀街道は交差点になるため、「止まれ」の標識を確認したら必ず一時停止し、気をつけて通行してください。

▼問い合わせ先=建設課

管理係

☎ 569146

